

令和2年第7回片品村議会定例会会議録第1号

議事日程 第1号

令和2年12月4日（金曜日）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第45号 片品村議会議員及び片品村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第46号 片品村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第47号 片品村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第48号 片品村手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第49号 片品村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第50号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第51号 片品村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第52号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第53号 片品村尾瀬ぷらり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第54号 片品村宮武尊牧場観光施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第55号 利根沼田学校組合規約の変更に関する協議について
- 日程第15 議案第56号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定について
- 日程第16 同意第 5号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第17 同意第 6号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第18 議案第57号 令和2年度片品村一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第19 議案第58号 令和2年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第59号 令和2年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第60号 令和2年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第61号 令和2年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

日程第 2 3 発議第 3 号 むらづくりに対する特別委員会設置について

日程第 2 4 むらづくりに対する特別委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

日程第 4 議案第 4 5 号 片品村議会議員及び片品村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

日程第 5 議案第 4 6 号 片品村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

日程第 6 議案第 4 7 号 片品村税条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 4 8 号 片品村手数料条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 4 9 号 片品村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 5 0 号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 1 0 議案第 5 1 号 片品村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 1 1 議案第 5 2 号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第 1 2 議案第 5 3 号 片品村尾瀬ぷらり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 1 3 議案第 5 4 号 片品村宮武尊牧場観光施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第 1 4 議案第 5 5 号 利根沼田学校組合規約の変更に関する協議について

日程第 1 5 議案第 5 6 号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定について

日程第 1 6 同意第 5 号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 1 7 同意第 6 号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 1 8 議案第 5 7 号 令和 2 年度片品村一般会計補正予算（第 6 号）について

日程第 1 9 議案第 5 8 号 令和 2 年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 2 0 議案第 5 9 号 令和 2 年度片品村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 2 1 議案第 6 0 号 令和 2 年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 2 2 議案第 6 1 号 令和 2 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

(日程第18から日程第22まで一括上程)

日程第23 発議第 3号 むらづくりに対する特別委員会設置について

日程第24 むらづくりに対する特別委員会委員の選任について

会議録1号用紙

片品村議会会議録			第 1 日
令和 2 年 1 2 月 4 日			
出席議員 1 2 名	欠席議員 名	欠員 名	
第 1 番	萩原和典	(出席)	
第 2 番	狩野孝夫	(出席)	
第 3 番	鹿野一郎	(出席)	
第 4 番	星野栄二	(出席)	
第 5 番	北澤佳子	(出席)	
第 6 番	星野吉弥	(出席)	
第 7 番	千明勉	(出席)	
第 8 番	後藤眞平	(出席)	
第 9 番	萩原正信	(出席)	
第 1 0 番	高山悦夫	(出席)	
第 1 1 番	千明道太	(出席)	
第 1 2 番	飯塚美明	(出席)	

説明のために出席した者の職氏名

村 長	梅 澤 志 洋
副 村 長	金 子 賢 司
教 育 長	萩 原 明 富
総 務 課 長	桑 原 信 一
住 民 課 長	武 藤 秀 文
保 健 福 祉 課 長	川 田 貴 広
農 林 建 設 課 長	倉 田 秀 和
むらづくり観光課長	狩 野 久 良
教育委員会事務局長	梅 澤 康 明
給食センター所長	須 藤 育 美
会 計 管 理 者	原 澤 博 美

事務局職員出席者

事 務 局 長	戸 丸 権 次
係 長	小 林 由 里

議長（星野栄二君） ただいまから、令和2年第7回片品村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

午前10時08分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（星野栄二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、12番 飯塚美明君及び1番 萩原和典君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（星野栄二君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月11日までの8日間に決定しました。

日程第3 一般質問

議長（星野栄二君） 日程第3、一般質問を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

6番 星野吉弥君。

6番（星野吉弥君） はい、議長。

議長（星野栄二君） 6番。

（6番 星野吉弥君登壇）

6番（星野吉弥君） コロナ発生から10か月余りが経過し、現在も村民生活、経済活動に甚大な影響を及ぼしています。計画された多くの行事中止や、特に観光関連事業者の影響は計り知れません。幸いにも、国や当村対応での独自支援事業により、多くの村民に恩恵が行き渡る事業対策を村長以下、職員一丸となり進めていただきましたが、コロナ発生

による被害影響から推測すれば、十分な対策とは思いませんが、村民の皆様にはご理解をいただき、第3波の小康化、これからの本格的冬場を迎え、今まで以上に注意喚起をお願いしたいと思います。

それでは、通告に基づき質問をさせていただきます。

(6番 星野吉弥君 質問席に着席)

議長(星野栄二君) 村長 梅澤志洋君、答弁席へ願います。

(村長 梅澤志洋君 答弁席に着席)

6番(星野吉弥君) 議長。

議長(星野栄二君) 6番。

6番(星野吉弥君) 6番。

それでは、質問をいたします。

まず、1番として、大きい項目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について伺います。

新型コロナウイルス臨時交付金等で対応した各感染症対策事業の片品村民に対する各支援策を講じましたが、重点施策ごとに件数、数量、金額等含めた中で進捗状況をお伺いしたいと思います。よろしく願います。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(星野栄二君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

ただいまの星野吉弥議員の質問についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策の支援事業につきましては、10月8日に各組長さんへお願いし、一覧表を回覧させていただきました。

また、広報11月号でも同様の内容でお知らせをさせていただきましたが、その中で重点施策とした事業についてお答えをさせていただきます。

まず、地域経済支援対策としての「がんばる片品村民応援プレミアム付商品券事業」ですが、11月中に全世帯に購入申込書を発送し、12月1日から商品券の販売を開始したところで、昨日までで販売予定数の約60%が販売済みとなりました。先立って募集した取扱店舗等は97店となり、販売予定額は8,590万円であります。

次に、村民生活支援策としての国民健康保険税の減免については、12月中旬から申請受付を開始の予定です。

また、「片品村がんばる大学生等生活応援給付金事業」については、115件、総額575万円を11月に給付済みであります。

村内事業者・従事者支援策としての観光・宿泊・飲食店事業者に対する「片品村がんばる事業者応援給付金事業」につきましては、11月16日現在で250件の申請があり、総額で4,900万円が11月中に給付されております。

医療従事者等慰労金支給事業は、11月16日現在で29件の申請があり、14件、70万円が支給済みとなっております。

介護従事者等慰労金支給事業では、11月16日現在、121件の申請があり、117件、351万円が支給済みとなっております。

観光関係の「観光シティプロモーション活動事業」につきましては、GOTOトラベル事業終了後の支援策として、宿泊等に使用できる有効期限を1年ないし2年間とするチケット販売を計画したいと考えております。

また、「片品村交通支援事業」も、冬季の貸切りバス需要が少ないため、春のシーズンの宿泊型ツアーへの補助を実施し、事業期間を令和3年6月頃までとしたいと考えております。

観光関係2事業とも、年度を超えての事業となることから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象となるかも含めて、現在、計画、検討を進めているところであります。

学校関係の「GIGAスクール関連事業」では、小中学校LAN構築工事として、既に発注済みで、令和3年1月に完成予定です。

また、小中学校学習用情報端末購入として、10月の臨時議会において、物件売買契約の締結について議決をいただき、現在、タブレット端末283台の整備中であり、ソフトウェア導入については、現在、検討を進めているところでございます。

以上が主な支援対策事業の状況となりますが、「片品村がんばる事業者応援給付金事業」と「片品村がんばる大学生等生活応援給付金事業」につきましては、さらに対象を拡大して給付準備を進め、12月中には申請受付を開始する予定としております。

今後も、きめ細かい支援策を検討してまいりたいと考えておりますので、引き続きご指導をよろしくお願い申し上げます。

6番（星野吉弥君） 議長。

議長（星野栄二君） 6番。

6番（星野吉弥君） 6番。

短期間での幅広い村民支援事業取組、大変ありがとうございました。ご苦労さまでした。

次の質問に移りますが、2番として、国では長期間対応での第3次の補正予算編成が取り沙汰されていますが、今回の2次補正予算分を年度内に消化しなければならないと思

ますが、国の第3次補正予算が決定した場合、当村観光振興での誘客メリット投資事業や農業振興、さらに村民の多くに恩恵が行き渡るような主立った取組事業案等考えがありましたら伺いたい。よろしく願いをいたします。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

ただいまの質問にお答えをいたします。

片品村の観光産業は、去年の台風から現在の新型コロナウイルスまで計り知れない影響を受けております。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の観光振興事業について、現在実施中のものは、令和2年度分の小口融資運転資金の利子全額負担、観光事業者への広告掲載料負担、新商品開発として規格外のトマトを使用したトマト焼酎の作成費補助です。

今後の実施予定は、国のGOTOトラベルキャンペーン終了後の支援策として、宿泊施設で利用できるクーポン等の補助や貸切ツアーバス運行料の補助、スキー場・宿泊施設・飲食店に環境整備支援としてW i - F i 整備の支援等を計画しているところであり、クーポン及び貸切ツアーバス補助については、補助事業上、可能であれば翌年度以降も継続して支援が行えるよう検討したいと考えております。

国では追加経済対策を含む第3次補正予算の検討もされているようですが、今後、補正予算が確定した際には、これからの新型コロナウイルス感染症やスキーシーズンの入り込み等の状況を判断しながら、ラジオ番組などとコラボした宿泊イベントや映像による広告媒体の作成及びPRを実施し、グリーンシーズンも視野に入れた取組を行い、関係機関及び近隣市町村と連携を図り、今後につながる観光振興を進めてまいりたいと考えております。

農業に関しましては、「地域農業と農地利用話し合い座談会」と題して、行政区ごとに座談会を行いました。これまで農業を支えてこられた先代たちが、地域の話合いにより様々な取組を行い、地域の農業・農地を守り、発展させて、今日に至っておりますが、これから農業を担っていく世代が効率的に行えるよう、後継者や農地の現状、地域での課題等についてアンケートを行い、これまで先代たちが築き上げてきた農業や農地を次の世代へしっかりと引き継げるよう、地域の話合いの場を復活させ、地域の課題や、これからのように農業を進めていくことが望ましいかというような様々な意見を出していただきました。

今後は、地域から出された意見を集約し、プランの実質化に向けて地域と一緒に、問題を解決しながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、コロナ禍に伴い、流通面で経営や販売先について心配されましたが、大きな問題

もなかったようですが、経営の支援、販売促進など、実情に応じた振興対策も引き続き進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

6番（星野吉弥君） 議長。

議長（星野栄二君） 6番。

6番（星野吉弥君） 6番。

先ほど1番の質問の中で、重点施策で春シーズンの宿泊型ツアーへの補助実施を事業期間を令和3年6月頃までとしたいとの答弁をいただきました。この関係につきましては、観光関連の事業の皆様につきましては大変心強い答弁です。大変ありがとうございます。

また、農業振興施策につきましても、座談会での意見やアンケート意見を集約し、農業者の支援となるプランの作成、実現を目指し、振興を図っていくとのことのお答え、大変ありがとうございます。今後も農業支援をよろしくお願いたします。

さて、自分の地区の第3区では、武尊観光開発協会という組織があり、イルミネーション設置を毎年11月から6月の間行い、地域活性化に貢献されています。当村観光協会には、5つの旅館・民宿組合があり、それぞれの地区拠点にイルミネーション設置を事業として行い、地区ごとにイメージアップ戦略を図ればと考えますが、いかがでしょうか。よろしくお願いたします。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

地区でのイルミネーション設置により努力をしていただき、大変ありがとうございます。

イルミネーションは、特に明かりが少ない場所などで一層目立つと思いますので、片品村のイメージアップにつながる取組だと思っております。

今後の振興策の一つとして、設置場所等も含めて検討していきたいと思っておりますので、議員各位のご理解をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

6番（星野吉弥君） 議長。

議長（星野栄二君） 6番。

6番（星野吉弥君） 6番。

よろしく支援をお願いいたします。

次の質問ですが、2番として農業振興、産地強化・盗難予防対策について伺います。

防犯カメラの設置、さらにはのぼり旗の作成配布を農協とタイアップし進め、尾瀬ブランド野菜や特産品の安定栽培と産地強化、さらには盗難防止を農家・農協・利根沼田農業事務所・群馬県と連携取組を進めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

ただいまの議員の質問につきましてお答えいたします。

初めに、防犯カメラの設置についてですが、片品村では現在、犯罪の抑止や解決に効果がある防犯カメラが主要箇所には8台設置されております。ご存じのとおり、北関東を中心に、家畜や果樹などの盗難事件が発生し、連日大きく報道されておりましたが、防犯カメラによる画像が証拠となり、全容解明に向かっているようであります。

片品村においても盗難等の被害が発生し、生産者に営農意欲を失わせる深刻な事態となりました。このことから、村では警察と連携し、防災無線を通じて不審者や不審車両の目撃情報などの提供依頼を行い、またJAの野菜部会では、各地区の農場入口に「防犯カメラ作動中」の看板を設置し、被害の防止対策を行いました。

今後、被害が発生しないよう、主要箇所への防犯カメラの増設や個々の農業施設等への監視カメラの設置等、引き続き関係者と一体になり、検討を重ねていきたいと考えております。

次に、野菜や特産品の安定栽培と産地強化に向けてののぼり旗の作成配布についてですが、片品村で栽培されている野菜・果樹、花きも含め、今後さらにPRが必要と考えております。

星野吉弥議員からのご提案も活用させていただきながら、農家、JA、関係機関と協力連携し、片品村の特産品が全国に幅広く認知されるよう、様々な施策を講じながら努力してまいりたいと考えておりますので、今後とも議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げます。

6番（星野吉弥君） 議長。

議長（星野栄二君） 6番。

6番（星野吉弥君） 6番。

防犯カメラにつきましては、現在、簡易なカメラも出回っています。本件の畜産関係の

協賛後、県の補助により多くの県内畜産農家が設置している状況です。

設置条件が野菜・果樹等の補助は、広範囲にわたりますが、主要農道出入口設置、もしくは希望農家設置等、検討をよろしくお願いします。

また、のぼり旗につきましては、設置文言例として、「尾瀬新鮮野菜、一生懸命栽培中」を作成し、生産者、花の駅、道の駅かたしな、尾瀬産直部会等へ配付設置し、有効活用を図り、販売強化、併せて生産意欲の向上を図れればと考えます。県への要望等、私たちも使っていただき、県の事業採択等働きかけをよろしくお願いします。

それでは、最後の質問ですが、高齢者福祉事業についてです。

当村発展にご尽力された皆様に対し、保健福祉事業、介護事業、後期高齢者事業、さらには社会福祉協議会を通じた事業で、別表のとおり多くの予算を投じ福祉向上支援を行っていますが、コロナ影響下、グランドゴルフ大会や敬老会、各催し事業で、やむなく中止や規模縮小等強いられています。

私からの提案として、来年度もこのような社会情勢で進み、同じようになった場合、敬老会や社協で行っているふれあいサロンやミニサロンの予算は減額補正でなく、独り暮らし週2回の給食サービスのような形での80歳以上の方限定でもよろしいです。年1回の給食サービスなり何らかの検討をしていただければと思います。

併せて、今年は敬老会が中止となり、敬老会次第の各表彰者名簿も敬老会参加者へ未配布となりました。各表彰者の功績を称えるためにも、村報への掲載等、村民への周知をお願いをしたいかがでしょうか、お伺いします。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のため、令和2年度に予定していた各種事業が中止や規模を縮小しての開催となり、来年度も同じような状況になった場合、敬老会や社会福祉協議会で行っているふれあいサロンやミニサロンの予算を活用し、80歳以上の方を対象に、給食サービスのような形で年1回でも配付できないかのご提案ですが、まず今年度の状況について申し上げます。

敬老会につきましては、議員もご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症感染防止対策が十分に取れないため、やむなく中止といたしました。金婚式を迎えた方や夫婦共に80歳を迎えた高齢者夫婦の方々を対象に、十分な感染防止対策を取った上で、表彰式と記念撮影を実施させていただくとともに、米寿を迎えた皆様には例年どおり記念品の配付をさせていただきました。

また、敬老会の対象者全員に新型コロナウイルスの感染防止対策に役立てていただくた

め、携帯用の除菌スプレーを配布いたしました。

なお、社会福祉協議会で実施しておりますミニサロンにつきましては、組ごとに年4回予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、回数を減らして実施できた地区が9地区で、半数以上は中止になったようでございます。

以上のように、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、行事の実施方法の変更や縮小をしながら事業を進めてまいりました。

来年度も同じような状況になった場合に、敬老会等の予算を活用して、80歳以上の方を限定でお弁当を配付できないかとのことですが、現在80歳以上の方は約700人近くおります。病院や介護施設、または村外の家族と一緒に暮らすなど、住所地に住んでいない方も数多くいるため、配付の方法や食中毒の防止対策など様々な検討が必要であると感じており、今後、別の形も含め検討していきたいと考えております。

また、敬老会で表彰を予定していた方々の名簿を配付できなかったため、村報に掲載し村民への周知をお願いしたいとのご質問ですが、先ほども申し上げたとおり、今年度につきましては、金婚式及び高齢者夫婦表彰式を実施いたしましたので、その旨を広報12月号でお知らせし、表彰者のお名前も掲載する予定でございますことを申し上げて、星野吉弥議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

6番（星野吉弥君） 議長。

議長（星野栄二君） 6番。

6番（星野吉弥君） 6番。

敬老会対象者全員への携帯用除菌スプレー配布とのこと、ご配慮大変ありがとうございます。

現況のコロナ禍、次年度も本年同様の社会情勢、中止の場合、80歳以上限定、給食サービス案は、給食に限定せず、地区組長や福祉委員等の協力を得ながら、応用力と行動力で何らかの考慮を検討くださるようお願いを申し上げます。

併せまして、来年度の予算編成作業も間近となりました。職員、村当局の皆様には、より一層の村民福祉に役立つ政策予算をお願いし、私の一般質問を終わります。

大変ありがとうございました。

議長（星野栄二君） 以上で一般質問を終わります。

日程第4 議案第45号 片品村議会議員及び片品村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

議長（星野栄二君） 日程第4、議案第45号 片品村議会議員及び片品村長の選挙にお

ける選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第45号 片品村議会議員及び片品村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

この条例は、公職選挙法の改正に伴い制定するもので、選挙運動用自動車の使用・選挙運動用ビラ及びポスター作成の公費負担について定めるものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） なお、詳細な説明を求めます。

総務課長、桑原信一君。

総務課長（桑原信一君） はい、総務課長。

（詳細説明）

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第45号 片品村議会議員及び片品村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号 片品村議会議員及び片品村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第46号 片品村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議長（星野栄二君） 日程第5、議案第46号 片品村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 議案第46号 片品村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

この条例は、地方自治法施行令の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約について定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第46号 片品村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 片品村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第47号 片品村税条例の一部を改正する条例について

議長（星野栄二君） 日程第6、議案第47号 片品村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 議案第47号 片品村税条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

地方税法の改正に伴い、固定資産税、法人税及びたばこ税を改正し、また、新型コロナ

ウイルス感染症等に係る関連法の新設に伴い住民税を改正するため、片品村税条例の一部を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） なお、詳細な説明を求めます。

住民課長、武藤秀文君。

住民課長（武藤秀文君） はい、住民課長。

（詳細説明）

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第47号 片品村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 片品村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第48号 片品村手数料条例の一部を改正する条例について

議長（星野栄二君） 日程第7、議案第48号 片品村手数料条例の一部を改正する条例

についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 議案第48号 片品村手数料条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、デジタル手続法の一部改正に伴い、令和2年5月25日にマイナンバーに関する通知カードが廃止されたことにより、通知カードの再交付手数料について削除を願います。

なお、附則につきましては、施行期日を定めたもので、公布の日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第48号 片品村手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号 片品村手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第49号 片品村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長(星野栄二君) 日程第8、議案第49号 片品村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(星野栄二君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 議案第49号 片品村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、厚生労働省令の改正に伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、指定居宅介護支援事業所の管理者要件の経過措置期間の延長及び緩和措置の追加でございます。

附則につきましては、施行期日を公布の日とし、第6条第2項のただし書に関する緩和措置の施行期日を令和3年4月1日と定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(星野栄二君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第49号 片品村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 片品村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第50号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（星野栄二君） 日程第9、議案第50号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長（梅澤志洋君） 議案第50号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯に対して国民健康保険税の減免を行うためのものと、地方税法の改正により一部改正をお願いする

ものがございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願
い申し上げます。

議長（星野栄二君） なお、詳細な説明を求めます。

住民課長、武藤秀文君。

住民課長（武藤秀文君） はい、住民課長。

（詳細説明）

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第50号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを
採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第51号 片品村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

議長（星野栄二君） 日程第10、議案第51号 片品村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 議案第51号 片品村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う租税特別措置法の改正により、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、延滞金に係る割合の名称変更でございます。

附則につきましては、施行期日を令和3年1月1日とし、第2項において経過措置を定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第51号 片品村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 片品村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第52号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について

議長(星野栄二君) 日程第11、議案第52号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(星野栄二君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 議案第52号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う租税特別措置法の改正により、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、延滞金に係る割合の名称変更及び第2項を追加し、年0.1%の最低割合を規定するものでございます。

附則につきましては、施行期日を令和3年1月1日とし、第2項において経過措置を定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(星野栄二君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第52号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第53号 片品村尾瀬ぷらり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長（星野栄二君） 日程第12、議案第53号 片品村尾瀬ぷらり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長（梅澤志洋君） 議案第53号 片品村尾瀬ぷらり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、令和元年10月に消費税が10%に引き上げられたこ

とに伴い、入浴料の一部改正をお願いするものです。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、この条例は、令和3年4月1日から施行するというものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第53号 片品村尾瀬ぷらり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 片品村尾瀬ぷらり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第54号 片品村営武尊牧場観光施設利用料徴収条例の一部を改正する 条例について

議長（星野栄二君） 日程第13、議案第54号 片品村営武尊牧場観光施設利用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。
（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 議案第54号 片品村営武尊牧場観光施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、武尊牧場観光施設の利活用促進のため、利用料金の一部改正をお願いするものです。

附則につきましては、施行期日を定めたもので、公布の日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第54号 片品村営武尊牧場観光施設利用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号 片品村営武尊牧場観光施設利用料徴収条例の一部を改正す

る条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第55号 利根沼田学校組合規約の変更に関する協議について

議長（星野栄二君） 日程第14、議案第55号 利根沼田学校組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 議案第55号 利根沼田学校組合規約の変更に関する協議について、提案の説明を申し上げます。

利根沼田学校組合規約第7条において、理事長、副理事長及び理事の人員構成及び任期等が現状と一致しないため、規約の一部を改正し、併せて規約縦書きを左横書き等に整備するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第55号 利根沼田学校組合規約の変更に関する協議についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号 利根沼田学校組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第56号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定について

議長(星野栄二君) 日程第15、議案第56号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(星野栄二君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 議案第56号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定について、提案の説明を申し上げます。

定住自立圏構想推進要綱の規定により中心市宣言を行った沼田市との間において、定住自立圏を形成するための協定を締結するため、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(星野栄二君) なお、詳細な説明を求めます。

むらづくり観光課長、狩野久良君。

むらづくり観光課長(狩野久良君) むらづくり観光課長。

(詳細説明)

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。
これから、議案第56号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定についてを採決
します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第56号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定については、
原案のとおり可決されました。

日程第16 同意第5号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（星野栄二君） 日程第16、同意第5号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選
任についてを議題とします。
本案について、提出者の説明を求めます。
村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。
（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 同意第5号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案の説明を申し上げます。

片品村固定資産評価審査委員会委員の星野司氏が令和2年12月4日で任期満了となります。

つきましては、星野司氏を委員に再選任いたしたく同意をお願いするものでございます。

星野司氏については、人格及び識見共に適任者であると思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、同意第5号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第17 同意第6号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（星野栄二君） 日程第17、同意第6号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。
村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。
（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 同意第6号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案の説明を申し上げます。

片品村固定資産評価審査委員会委員の萩原行雄氏が令和2年12月4日で任期満了となります。

つきましては、入澤登喜夫氏を委員に再選任いたしたく同意をお願いするものでございます。

入澤登喜夫氏については、人格及び識見共に適任者であると思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、同意第6号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第6号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第18 議案第57号 令和2年度片品村一般会計補正予算(第6号)について

日程第19 議案第58号 令和2年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第20 議案第59号 令和2年度片品村介護保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第21 議案第60号 令和2年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第2号)について

日程第22 議案第61号 令和2年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

議長(星野栄二君) 日程第18、議案第57号 令和2年度片品村一般会計補正予算(第6号)についてから、日程第22、議案第61号 令和2年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてまでの以上5件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(星野栄二君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 議案第57号から議案第61号までの令和2年度片品村一般会計及び各特別会計の補正予算について、提案の説明を申し上げます。

議案第57号 令和2年度片品村一般会計補正予算(第6号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,722万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億3,238万6,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、地方交付税、寄附金、村債等の増額及び県支出金、繰

入金等の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費、民生費、土木費等の増額及び農林水産業費等の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議案第58号 令和2年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

使用水量の減少等に対応するため、歳入予算のうち使用料を減額し、負担金と村債を増額。また、給与改定等による職員人件費の変更と委託事業が確定したために、歳入歳出のうち総務費の減額及び施設費の増額をお願いするものであります。

既定の予算総額に増減がないため、歳入歳出予算は、それぞれ1億2,317万3,000円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議案第59号 令和2年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,940万4,000円をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、基金積立金の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議案第60号 令和2年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

使用水量の減少により、歳入予算のうち使用料を減額し、村債の増額。また、給与改定等により、歳出予算のうち総務費の職員人件費の内容の変更をお願いするものであります。

既定の予算総額に増減がないため、歳入歳出予算は、それぞれ1億6,832万9,000円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議案第61号 令和2年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ21万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,287万2,000円をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、諸収入の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、諸支出金の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 議案第57号から議案第61号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

日程第23 発議第3号 むらづくりに対する特別委員会設置について

議長（星野栄二君） 日程第23、発議第3号 むらづくりに対する特別委員会設置についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 高山悦夫君。

議会運営委員長（高山悦夫君） はい、10番。

議長（星野栄二君） 議会運営委員長。

（議会運営委員長 登壇）

議会運営委員長（高山悦夫君） 発議第3号 むらづくりに対する特別委員会設置について、趣旨説明を申し上げます。

片品村議会は、村民の負託に応え、信頼される議会を目指し、さらには議会の活性化を図っていくため、令和元年9月に議会改革特別委員会を設置し、令和2年4月には、村民に開かれた議会、政策立案や提言を行う議会、行政の監視及び評価を行う議会を3本の柱とし、これらの機能の充実を図るための議員活動の指針となる片品村議会基本条例を制定いたしました。

そして、この条例の中でも特に重要な施策で、村民の意見を議会及び議員の政策立案に反映させるため、本年8月に実施した村民アンケート調査のむらづくりに対する意見の分析、調査、検討及び提案を行うため設置するものであります。

それでは、むらづくりに対する特別委員会の設置についてご説明申し上げます。

名称は、むらづくりに対する特別委員会とする。

設置根拠は、地方自治法第109条及び委員会条例第5条による。

目的については、次の事項の分析、調査、検討及び提案を行うものである。

（1）議会改革特別委員会で実施した村民アンケート調査のむらづくりに対する意見に関する事項。

委員の定数は議員全員とする。

調査期間は議員任期満了日まで、議会の閉会中も継続して調査を行う。

以上のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、発議第3号 むらづくりに対する特別委員会設置についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号 むらづくりに対する特別委員会設置については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時17分

午前11時20分

議長（星野栄二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第24 むらづくりに対する特別委員会委員の選任について

議長（星野栄二君） 日程第24、むらづくりに対する特別委員会委員の選任を行います。

むらづくりに対する特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元にお配りした名簿のとおり指名します。

暫時休憩いたします。

各議員につきましては、別室にて協議を行いますので、議員控室へ移動をお願いします。

午前11時21分

午前11時28分

議長（星野栄二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（星野栄二君） 休憩中に開催されましたむらづくりに対する特別委員会において、正副委員長の互選がされ、その結果が報告されております。お手元にお配りした名簿のとおり決定いたしました。

議長（星野栄二君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

午前11時29分 散会